

岩手県告示第296号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成24年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	指定の辞退の効力の発生年月日
0310100177	知的障害者更生施設緑生園	盛岡市上飯岡2地割51番地3	平成24年4月1日
0310100276	知的障害者更生施設太田の園	盛岡市上太田穴口53番地	〃
0313100042	身体障害者授産施設太陽の里	九戸郡軽米町大字山内第12地割 字太田向89番地1	〃